

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2021.10

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 建設業取引適正化推進期間 10月スタート

国土交通省及び都道府県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）では、今年も10月1日から12月28日まで建設業の取引適正化に関し「建設業取引適正化推進期間」として、法令遵守に関する活動として「建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動」、「講習会等」、「立入検査及び報告徴取」が集中的に行われます。

1 立入検査などの実施状況

国土交通省による立入検査件数は令和2年度は416件（処分件数99件）でした。ちなみに令和元年度は598件（処分件数198件）でしたので新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施件数が減らされたのかもしれませんが。

2 立入検査の対象にないやすいのは…

- ・「駆け込みホットライン」など各種相談窓口に通報が寄せられた建設企業
- ・営業所の実態、技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業
- ・新規に建設業許可を取得した建設企業
- ・過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業
- ・下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返しているおそれのある建設企業

3 何を確認されるの？

検査項目は次のとおりです

- ・技能労働者への適切な水準の賃金支払い
- ・著しく短い工期の禁止
- ・下請代金の支払手段
- ・偽装一人親方対策

皆さまも、この機会に協力会社さんも含め ↑ チェックしましょう



～立ち入りは、原則工事現場へ直接～

立入検査はあらかじめアポイントを取ることもあるようですが、原則突然に工事現場へ行き、立入検査を行って行くようです。

★運送業★ 10月は監査強化月間！ ～毎年10月は集中監査～

昨年から続くコロナの影響で、事故や通報等のあった事業者には監査に行けておらず、そういう事業者がたくさんたまっているようです！

ただ、この監査強化月間は事故や通報のあった事業者以外のところに集中して行くようです。つまり何もしてなくても監査は来ます。うちは**事故もしていないし監督署も来てないから大丈夫だよ～**と思っている方も**要注意**です。監査はある日突然やってきます(‘Д’)

【集中監査対象事業者】

- ① 長期間監査を実施していない事業者
実はこれが一番多い！！ **しばらく来てないなというところは要注意**です！！
- ② 公安、労働局等から通報のあった事業者
労働基準監督署の臨検（立入検査）で時間について指導があった場合は**要注意**！
- ③ 2年に一度の巡回指導の結果報告により、法令違反の疑いがある事業者
巡回指導の結果判定がCやDの場合は**要注意**！！
- ④ 事故や苦情から法令違反の疑いがある事業者
事故報告した場合も**要注意**！！
運転手さんが警察に捕まった場合も警察から運輸支局に連絡が行きます(°Д°)
- ⑤ 新規許可した事業者のうち監査を実施していない事業者



【重点項目】

- ① 点呼の確実な実施（睡眠不足の確認、アルコール検知器の保守管理等）
- ② 運転者の勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- ③ 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険の加入状況
- ④ 健康診断、適性診断の受診状況
- ⑤ 運転者に対する指導監督の実施状況
- ⑥ 運送約款に係る運賃・料金の届出や掲示、許可申請の有無
- ⑦ 運管・整管の法定講習の受講状況
- ⑧ 車両の点検・整備の実施状況



スミマセンでは
済みません。
済まされませんよね。

監査が来て慌てる前に事前に確認を致します！

心配な方は牟田事務所 田口までご連絡ください(^~)/

健康起因事故増えてます！ 再検査済みでしたか

今年6月1日に施行された改正貨物自動車運送事業法により健康起因による事故の行政処分が初違反で40日車、再違反だと80日車になりました。

健康診断を受けたからと言って安心していませんか？診断の結果**要再検査**、**要精密検査**となっているのを見過ごしていませんか。そのまま事故を起こすと車両の使用停止になります。何より事故が起きてからでは遅いです。ただ健康診断を受けるだけでは何も意味がありません。その後の対応が重要です。

この改正の原因は2019年9月14日に起きた金山でのタクシー事故が原因と言われています。最近でも健康に起因する事故が増えています。 **事故になる前に再検査！お願いします！**

所長はいつも「健康診断全員受けたのね。それで～」と言います！

★産廃業★

■ ミス多発！ 中間処理で最終処分が完了する場合のマニフェスト

最近お客様からご相談があつて気になったマニフェストに関するお話をひとつ。産業廃棄物の処理を行う場合、中間処理が最終処分を兼ねる場合があります。例えば、木くずの中間処理（破碎）を委託し、破碎されたチップがすべて有価物となる場合、委託した中間処理（破碎）を完了することで、最終処分も完了します。

中間処理が最終処分を兼ねる場合、D票とE票に同じ情報が記載され、同時に排出事業者のもとへ返送されますが、紙マニフェストはここでミスが多発します。「**最終処分の場所**」を空欄にしたり、「**最終処分の場所**」に「**売却先**」を記載してしまう等々…。このようなマニフェストは記載不備・誤記載となります。また、**中間処理業者がE票を返送せずD票のみを返送**してしまうケースもあります。

これは法律違反にはなりませんが、**一般的にはE票＝最終処分終了の報告**と認識されているため、誤解を生む可能性があり危険です。きちんと理解されている事業者様は、複写だしそんなミスがあるのか？と驚かれると思いますが、今回問い合わせた行政の担当者曰く、上記のような誤りは電子マニフェストの普及で減ってはきたものの、まだまだ多くみられるのだとか。

このようなミスが起こりやすい原因として、「**最終処分**」の分かりにくさがありそうです。「最終処分」は埋立だけだと誤解される方もいますが、最終処分は「**廃棄物でなくなる処分**」を指します。つまり、**残さが有価物に変わる中間処理は「中間処理」に該当すると同時に「最終処分」**にもあたります。ここを押さえれば、D票とE票に同じ情報を記載、同時に排出事業者へ返送！と迷いなく判断できると思います。中間処理が最終処分を兼ねる場合には、紙マニフェストの流れが異なることに注意し、記載されている情報に誤りがないか、しっかりと返送されてきたか確認することが大切です。

■ 経理要件の特例が設けられました！ ～コロナ廃業を防ぐために～

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、産業廃棄物処理業の「経理的基礎に関する審査基準」につき特例が設けられました。従前の基準であれば不許可となっていた要件（下記参照）に該当する場合であっても、特例として、当面の間、今後5年間の収支計画に基づく中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付し、経営の悪化が新型コロナウイルス感染拡大の直接的又は間接的な影響によること及び今後5年以内に健全な経営の起動に乗ることが証明できれば更新許可が可能となります。

【従前基準での不許可要件】※法人の場合

- (1) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額がマイナス
- (2) 直前事業年度における経常利益金額等がマイナス
- (3) 直前事業年度において債務超過

注意点として、この特例は**更新許可申請のみに適用**され、新規許可申請及び変更許可申請には適用されません！コロナ禍の決算が出揃い、今年は更新時に診断士先生へ診断書を依頼するケースが多に見られました。診断書の作成には時間も必要となりますため、経理要件等ご不安がございましたらお早めにご相談下さい。特に決算前にご相談いただけますと効果的です！

～特定技能外国人～ 受入れのポイント！



建設分野における新たな外国人材の受入れとして在留資格「特定技能」が追加されました。

また、一定の要件を満たす熟練した外国人技能者については、2号特定技能外国人として在留期間の更新に条件がなく働くことができるようになりました。

実際には、昨年4月頃からスタートしています。

【職 種】

型枠施工、左官、コンクリート圧送…とび等 18 種類 技能実習を経験していない外国人は、技能検定3級に相当する技能評価試験と日本語検定の両方の試験に合格する必要があります。また、鉄筋接手、トンネル推進工、土工、電気通信、吹付ウレタン断熱、海洋土木工の6業種については、技能実習等に職種がないため「建設分野特定技能1号評価試験」を受験し、合格する必要があります。

ポイント1 建設業許可を取得する

特定技能の受入れには建設業許可が必須要件です。昨年からは技能実習生も必須になりました。最近、行政の審査が長くなる傾向で申請から建設業許可がおりるまで1～2か月程度必要です。

ポイント2 建設キャリアアップシステムに登録する

受入れ前に事業者登録、受入れ後には技能者登録が必要です。

ポイント3 建設業者団体に加入する

特定技能受入事業実施法人（(一社)建設技能人材機構）に加入する必要があります。機構の正会員である建設業者団体の会員となるか、機構の賛助会員となるか選択することができます。牟田事務所がお預かりしている「東海建設軀体工業会」の入会手続きもお手伝いできます。

～受入計画のオンライン申請～

建設業については、上記ポイントをクリアした後、通常は、入管へのビザ申請前に国土交通省(中部地方整備局)へ「受入計画のオンライン認可申請」を行い認可を得ておく必要があります。審査期間は1か月半～2か月程度かかります。実際には、在留期限終了の4か月前には申請しておきたいですね。

あるある特定技能

在留期限が切れる！？ もっと早く言ってよ～

先日、技能実習生から特定技能1号への変更手続きについてのご相談を頂きました。在留期間は何と1週間後、確認すると、受入れ要件を一から全て揃える必要があることが分かりました。期間の延長ができず、在留資格の変更から手を付けることにしました。ビックリ！建設業における特定技能の受入れは、飲食や介護など他業とは異なり要件が多いのが特徴です。

優秀な技能実習生に今後も働いてもらいたい。 そんな希望を叶えるためには特定技能への変更が有効です。特に建設業は、**特定技能1号から2号へ切り替えることで、ずっと日本で働いてもらうこともできます。** 申請は時間がかかるので6か月程前から準備をすることが重要です。牟田事務所では**ポイント全てをお手伝いすることが可能**です！是非、早めにご相談下さい。